

地震が  
起きる  
前に…

# ご自宅にある 危険なブロック塀等の 撤去 にご協力ください

平成30年6月18日に発生した大阪府北部地震（最大震度6弱を観測）では、倒壊したブロック塀の下敷きになり、小学4年生の尊い命が失われる事故が発生しました。

練馬区では、こうした痛ましい事故を教訓に危険なブロック塀等の撤去を、平成30年度から進めています。

本リーフレットでは、ブロック塀等を**放置することの危険性**や**所有者のリスク**を再確認していただくとともに、**撤去費用助成**などについて記載しています。

**助成制度の  
拡充期限を  
再延長しました！**



(財)消防科学総合センター

地震により倒壊したブロック塀の様子

問合せ先：練馬区危機管理室防災推進課

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 本庁舎7階

電話：03-5984-2438

メール：BOUSAIKEIKAKU@city.nerima.tokyo.jp



# ⚠️ 危険なブロック塀等を放置することの **リスク**

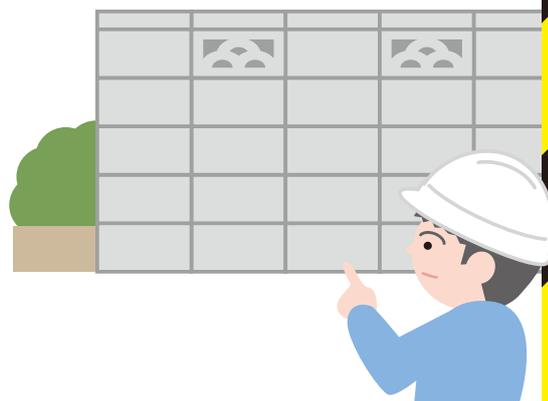
## 1 練馬区が実施した危険度調査 (区内の全ブロック塀等)

練馬区では、大阪府北部地震の死亡事故を受けて、平成30年度に**区内のブロック塀等をすべて点検**し、危険度を確認しました。

点検の結果、安全性を確認できなかった塀は、約18,000件あり、そのうち傾きやぐらつきなど**危険性が高い塀は約1,600件**ありました。

区では、**危険性が高い塀の所有者に個別訪問**し、撤去を要請しています。

※ご自宅のブロック塀等の危険性については、防災推進課までご連絡のうえ確認してください。



## 2 倒壊による被害の大きさ

**古いブロック塀等は、経年劣化などにより強度が弱くなっている**恐れがあり、大規模な地震が発生した場合は倒壊する可能性が高いとされています。

倒壊時のケースにもよりますが、**倒れてくるブロック塀等の重さは数百kgになることもあり、通行人が下敷きになったときの被害は計り知れません。**



## 3 損害賠償の責任は所有者にあります

地震等による倒壊で、ブロック塀等が他人に危害を加えてしまった場合、**尊い命を奪うことにつながるだけでなく、損害賠償請求を受ける可能性があります。**

過去の記録では、数千万円の損害賠償請求となった事例もあります。**危険な塀の所有者には大きなリスクがあります。**



**いつ大地震が発生するかわかりません。  
危険性が高いブロック塀等の所有者は、早急な撤去をお願いします。**

# ブロック塀等撤去費用助成制度 ～対象となる条件～

## 制度を利用できる方

### 対象となるブロック塀等の所有者またはマンション管理組合

※次のいずれかに該当する場合は助成対象者となりません

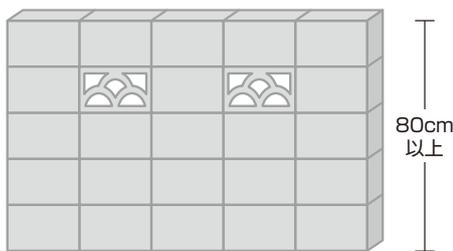
- (1) 国、地方自治体その他これらに準じる団体
- (2) 助成対象のブロック塀等の撤去について、国、都、区が別に行う事業で、助成金等を受けている方
- (3) 住宅または宅地の販売を主たる目的とした方
- (4) 住民税(都道府県民税および市町村民税)または法人住民税(法人の場合に限る)を滞納している方
- (5) その他、区長が不適当と認める方

## 対象となるブロック塀等

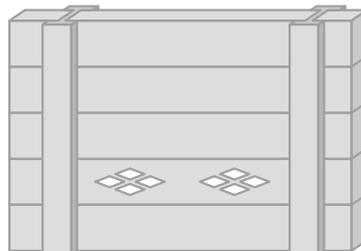
撤去するブロック塀等が以下(1)～(3)の条件すべてに合致し、区の点検により安全性が確認できなかった場合に対象となります。

※ブロック塀等：コンクリートブロック塀、万年塀、組積造塀(大谷石やレンガ等の石材を積み上げて造られた塀)  
その他これらに類する門柱および塀

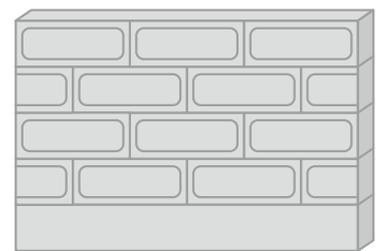
(コンクリートブロック塀)



(万年塀)



(組積造塀)



### (1) 位置

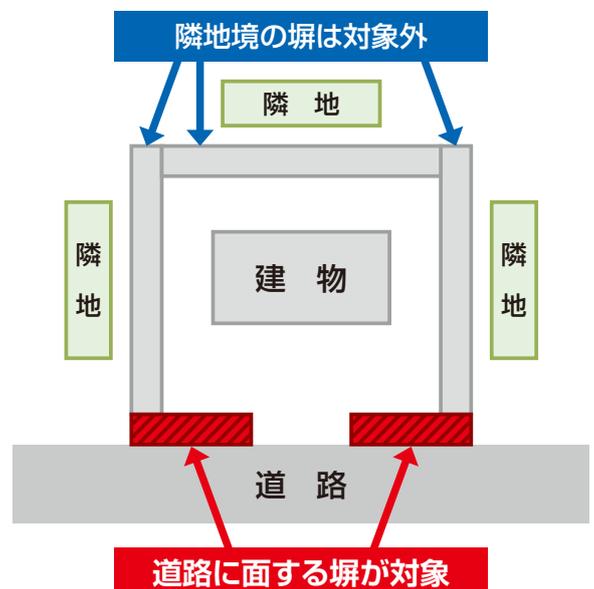
区内の道路等に面していること

### (2) 高さ

地上部から高さ80cm以上のもの

### (3) その他

助成金の交付決定前に、撤去に着手  
(工事契約)または既に撤去済みで  
はないこと



# ブロック塀等撤去費用助成制度 ～助成金額～

## 助成金額

ブロック塀等横の長さ1mあたりの助成限度額は、以下のとおりです。

### (1) 危険性が高い塀の場合

17,000円/m  
+

撤去する部分の高さが1mを超える場合、  
1mを10cm超える毎に1,000円/mを加算

### (2) 安全性に疑いのある塀の場合

8,000円/m  
+

撤去する部分の高さが1mを超える場合、  
1mを10cm超える毎に500円/mを加算

※所有する塀がどちらの助成額に該当するかは、[防災推進課](#)にお問合せください。

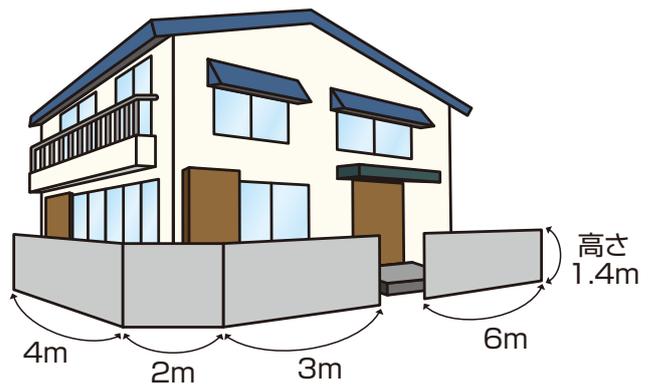
※「(1)危険性が高い塀」の助成限度額は令和7年3月31日までの期限となっており、それ以降の助成額は、一律「(2)安全性に疑いのある塀」と同額になります。

※所有する塀が防災まちづくり推進地区(田柄地区、富士見台駅南側地区、下石神井地区)または密集事業実施地区(貫井・富士見台地区、桜台東部地区)内に所在する場合は助成金額が拡充対象となる場合があります。詳しくは防災まちづくり課(03-5984-1303)にお問い合わせください。

※実際にかかった費用が上記助成限度額よりも少ない場合は、実際にかかった費用が助成金額となります。

## 助成金額の参考例

右記のブロック塀を撤去する場合



### (1) 危険性が高い塀の場合

$$(17,000\text{円/m} + \underbrace{4 \times 1,000\text{円/m}}_{40\text{cm分の高さ加算}}) \times (4 + 2 + 3 + 6)\text{ m} = 315,000\text{円}$$

### (2) 安全性に疑いのある塀の場合

$$(8,000\text{円/m} + \underbrace{4 \times 500\text{円/m}}_{40\text{cm分の高さ加算}}) \times (4 + 2 + 3 + 6)\text{ m} = 150,000\text{円}$$

# 助成制度の手続の流れ

1

まずは  
ご相談！



自宅のブロック塀等の危険性の確認や制度内容、申請方法などについてご相談ください。

2



撤去業者をお探しの方は、ご紹介します。  
※「練馬区住宅サービス協議会」が業者を斡旋します。

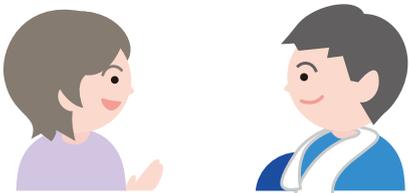
3



助成金交付申請書を提出してください。※注1

※申請書は、区ホームページでダウンロードできます。また、区役所本庁舎7階、防災推進課でもお渡しできます。

4



申請書に対する交付決定通知書が届いた後に、撤去業者と工事の契約を開始してください。※注2

5



ブロック塀等を撤去してください。道路に面しているブロック塀等は、高さ60cm以下に撤去(全撤去含む)してください。※注3

6



撤去後には、必要に応じて生け垣やフェンスを設置してください。ブロック塀等は、60cmを超える高さにはできません。※注4

## 《注意事項》

※注1 申請は各年度ごとに受け付けており、申請書の提出は1月末日頃までにご提出ください。

※注2 申請から工事完了まで同一年度内(3月末日まで)に行ってください。

※注3 道路に面しているブロック塀等を高さ60cm以下に残す工事内容でも助成対象になります。

※注4 撤去後に新たに60cmを超えるブロック塀等を設置することはできません。生け垣やフェンスの設置をご検討ください。

ご不明な点がございましたら、お気軽に防災推進課までお問い合わせください。

## 生け垣化や狭あい道路拡幅の助成制度もあります

※詳しくは区ホームページまたは各担当課へご連絡ください。

### ●みどりの街並みづくり助成制度

(みどり推進課協働係 TEL.5984-2418)

ブロック塀等の撤去後にみどりを増やすため、生け垣化、低木等緑化、フェンス緑化等をする際の費用の一部を助成しています。



〈緑化前〉



〈緑化後〉

### ●狭あい道路拡幅事業

(建築課狭あい道路拡幅係 TEL.5984-1985)

ブロック塀等の撤去にあわせて狭あい道路を拡幅する場合、撤去費用だけでなく新たな工作物の設置費用の助成や区が狭あい道路を拡幅する制度があります。

※1 区が狭あい道路を拡幅するためには一定の条件があります。

※2 私道の場合、後退する道路の位置を申請者が測量する必要があります。



〈拡幅整備前〉



〈拡幅整備後〉

# 助成金の受け取りについて

- 令和5年12月からブロック塀等撤去費用助成金の受け取りに代理受領制度が利用できるようになりました。

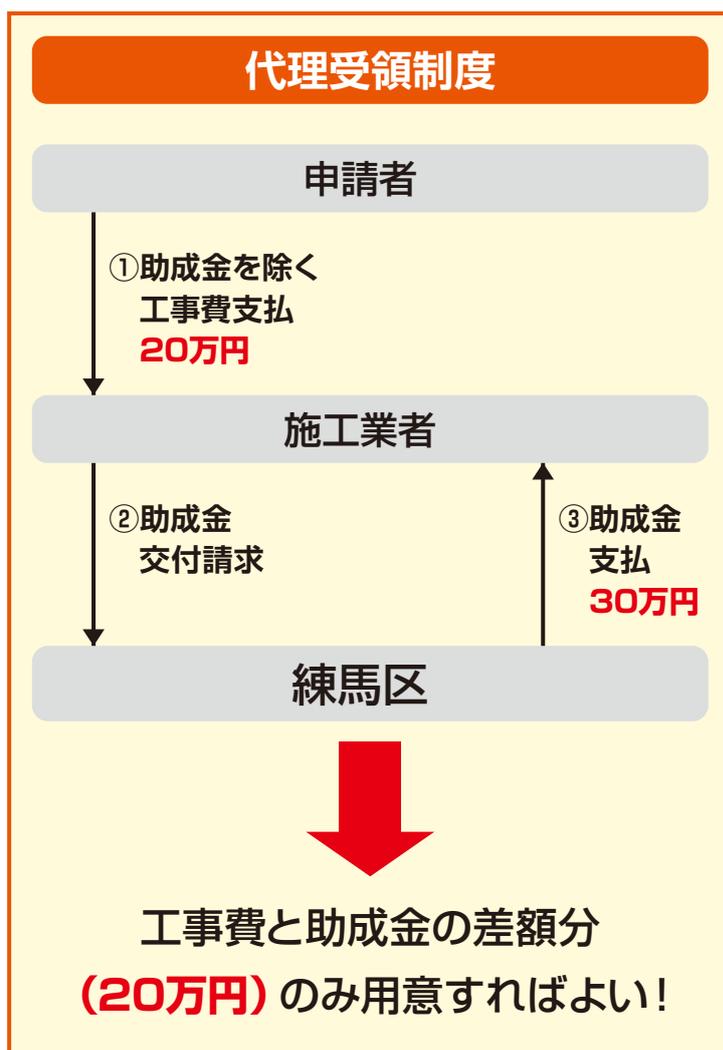
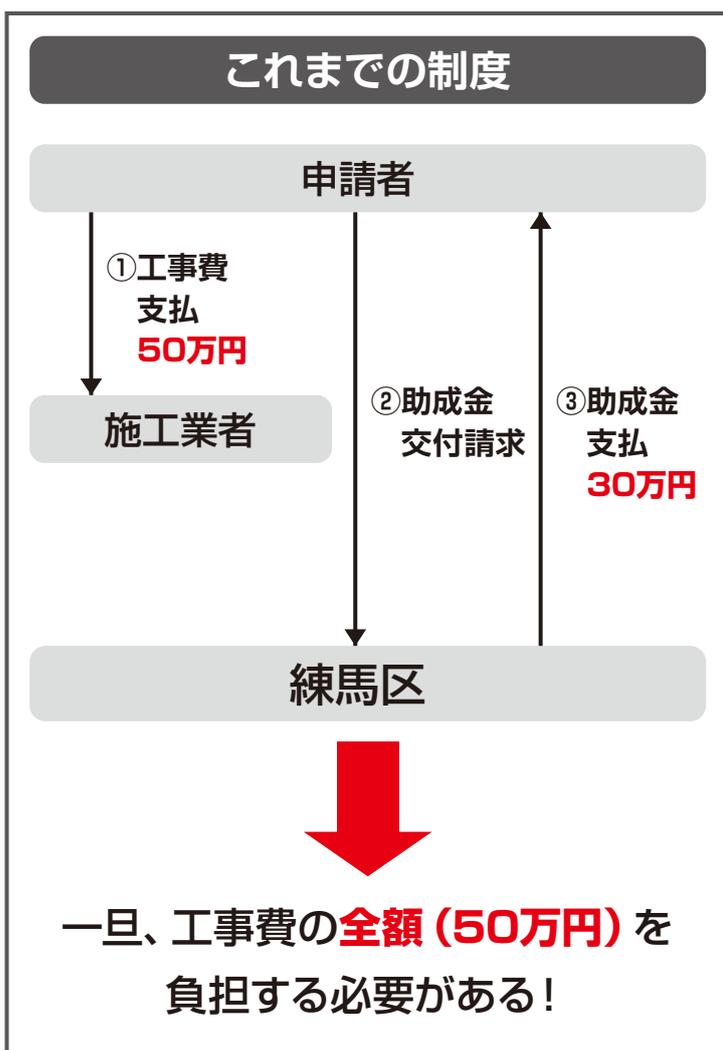
## ○代理受領制度とは

区から交付される助成金を、申請者(所有者)に代わって、工事等を実施した事業者が受け取ることができる制度です。

## ○代理受領制度を利用することのメリット

申請者は自己負担分の金額のみを用意すればよく、工事代金の費用全額を用意しなくて済み、当初の費用負担が軽減されます。

例：工事費50万円のうち助成金が30万円の場合



※どちらの制度を利用するかは申請者の方でお選びいただけます。

※代理受領制度を利用する場合は、申請者と施工業者との両者の合意が必要となります。制度を活用する場合は十分に協議してください。